

魚津市立経田小学校 いじめ防止基本方針

令和 3 年 4 月
魚津市立経田小学校

目 次

いじめ防止基本方針について

1	策定の趣旨	2
2	いじめに対する基本認識	2
3	いじめの未然防止	2
4	いじめの早期発見	3
5	いじめへの対処	3
	・ 具体的な取組	4～5
6	重大事態発生の場合について	6
7	いじめ問題への取組の年間指導計画	7
8	学校におけるいじめ防止対策フロー	8

いじめ防止基本方針について

1 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。児童が安心して、学習その他の活動に取り組むことができ、保護者が心から児童を通わせたいと願う、信頼される学校づくりに努めなければならない。

いじめから一人でも多くの児童を救うため、学校に関わる全ての大人が、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢と、「いじめはどの児童にも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、地域ぐるみでいじめ問題の克服に向けて取り組むことを目的に、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめに対する基本認識

いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に十分理解させる。

いじめの5つの基本方針（文部科学省）

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては子供の立場に立って指導を行うこと
- ・いじめ問題は教師のあり方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

3 いじめの未然防止

- ・学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校風土づくりに努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりと、安心して生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- ・道徳教育や体験学習の充実を図り、児童生徒の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・校内研修会等でいじめの対応に関わる教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、定期的なアンケートや面接、教職員研修会を実施するとともに、随時、計画の見直しを図っていく。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知していく。

4 いじめの早期発見

- ・休み時間や放課後の様子、日記や保護者との連絡ノート、家庭訪問、地域行事への参加等を通して、アンテナを高く張り児童を見守る。
- ・いじめに関する些細な情報であっても、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ組織的な対応に努める。
- ・毎月のいじめ調査や生活アンケート調査、定期的な教育相談、関係機関の電話相談窓口の周知等を実施していじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・少しでも気になる児童が発見されれば、早急にいじめ防止対策小委員会を開催し、今後の対応について協議していく。

5 いじめへの対処

- ・いじめの情報が入ってきた場合、生徒指導主事に知らせるとともに速やかに教頭（校長）に報告する。
- ・いじめ防止対策小委員会を開き、対応の基本方針について共通理解を図り役割分担を明確にする。
- ・事実関係の確認をする。（学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭等複数で）
- ・いじめまたはいじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、些細な兆候でも迅速かつ丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。
- ・いじめを認識した場合は、迅速にいじめ防止対策小委員会を開催し、対応について協議する。重大事案については、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・調査や対応の結果については市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為等、学校で解決が困難な場合は、市教育委員会や所轄警察署と相談して対応する。
- ・いじめられた児童又は保護者には、児童を徹底して守ること、児童が落ち着いて教育を受けられること、状況に応じて外部の専門家（心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等）の協力を得ること等の支援に取り組む。
- ・いじめた児童又は保護者には、いじめは決して許されないこと、保護者と協力して対応を行えるよう理解を求めること、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の協力を得ていじめの行為をやめさせ、再発防止に努めること等、指導・助言を行う。また、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・いじめが起きた集団の児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・定期的に、被害児童と保護者との面談を行い、心身の苦痛を感じていないか確認をする。3か月経過した段階で心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消と見なす。ただし解消後も慎重にその人間関係を見守り続ける。
- ・インターネットや携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で紹介することを通じて啓発を図る。

＜具体的な取組＞

○いじめの情報が入ってきた場合、生徒指導主事に知らせるとともに速やかに教頭（校長）に報告する。

○いじめ防止対策小委員会を開き、対応の基本方針について共通理解を図り役割分担を明確にする。

○事実関係の確認をする。（学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭等複数で）

《いじめられている児童、関係する児童に対して》

① 誰が、いつ、どこで、誰と、なぜ、どのように、いじめたのかを確認し記録する。

※ いじめられている児童や関係する児童一人一人から個別に事情を聴き、「いじめ」の構図を把握する。

※ 記録の取り方や取り扱いに注意する。

② 確認したことについて検討し、矛盾点があればさらに詳しく聴く。

《いじめられている児童の保護者に対して》

① 保護者の了解を得て、早期に家庭訪問をする。（複数で訪問する。）

② 本人の様子の変化、被害の程度等、保護者が分かっている事実を確認する。

③ 「いじめ」に至るまでの背景を探る。（生育歴、家庭の状況、本人の性格等）

※全職員に事実関係を知らせ、対応の基本方針を明確にし、共通理解を図る。

【いじめの事実が分かってからの対応・指導】

《いじめられている児童への対応》

① 児童が抱えている不安を取り除くように努める。

※「先生はどんなことがあっても味方」という姿勢で対応する。

※ 責めるような言動は慎み、児童のつらさや心の痛みを共感的に理解するように努める。

② 対応策について本人に話し、了解を得る。

③ 他者から認められ、安心して生活できる環境を整え、他者との関わりに自信をもつことができるようにするなど、精神的ショックや不安から立ち直れるように援助する。

《いじめている児童への対応》

① 「いじめ」をする背景（欲求不満や情緒不安など）を見極め、話をじっくり聴き受容する。

※ 本人の心の安定を図り、教師との信頼関係を築く。

② 「いじめは人間として絶対許されない」という姿勢で、根気強く継続的に指導する。

③ 様々な場面で活躍できる場を与え、認められる経験を積み、他者との関わりに自信をもつことができるようにする。

④ いじめられている児童の心の痛みを考えさせ、「いじめ」の行為を反省し、謝罪するなど再スタートの機会を与える。

《周りの児童への対応》

① 「いじめを傍観している者は、いじめをしていることと同じである」という認識をもつよう指導する。

② 学級活動や道徳科の時間で話し合う。

- ・いじめられている児童の心の痛みを知る。
- ・自分の行為を反省し、善悪の判断力を身に付ける。
- ・友達に左右されず自らの意志で行動することの大切さを知る。

※ 「いじめ」を見つけたら、恐れず教師に知らせることが大切であることを日頃から指導しておく。また、自分が苦しい状態にあるときには、助けを求めてもよいことや **SOS** の出し方について指導しておく。

《いじめられている児童の保護者への対応》

- ① 保護者（両親）と面談し、保護者の心の痛みや悩みを共感的に理解し、家庭からの要望を聴き、誠意をもって対応する。
- ② 今後の対応の基本方針を伝え、理解を得る。
- ③ その後の指導経過や本人の様子について継続して連絡を取り合う。

《いじめている児童の保護者への対応》

- ① 保護者（両親）と面談し、今後の対応の基本方針を伝え、理解を得る。
- ※ いじめの事実があったことを踏まえ、児童のこれからを大切にし、誠意をもってあたる。
- ② 保護者の悩みを受容する。
 - ③ どんな小さなこと（児童の様子の変化）でも担任に連絡するよう依頼する。

○ いじめ防止対策小委員会を開き、指導経過・指導内容を共通理解し、再発防止策を検討する。

- ① 再発防止に向けて、日頃の指導や対応の方針を話し合う。
 - ② 学校運営・学級経営等の見直しを図る。
 - ・児童の心を育てる。
 - ・事例研究やカウンセリングの研修を行い、教職員の児童理解を深め、いじめ問題に関しての指導力の向上を図る。
- 必要に応じて、学級懇談会を開く。
- 必要に応じて、育成会の役員等に状況を知らせる。
- 必要に応じて、保護者や地域への対応を話し合う。

【日頃からの取組】

- 常にいじめがあるのではないかとの問題意識をもち、交友関係を把握したり日記等で児童の様子や気持ちを探ったりするなどして、児童の発するサインを察知する態勢を取っておく。
- 児童一人一人のよさや特性を生かし、認め合い支え合う学級づくりに努める。
- 学習の成就感や充実感を味わえる「楽しい授業」「分かる授業」を展開する。
- 日常の教育活動を通して、教師と児童、児童相互の心が触れ合う機会や場を工夫し、言語環境を整えるなどして、好ましい人間関係の育成に努める。
- 教科・道徳・特活などを通して、社会性や思考力・判断力を育成する機会や場を設定する。
- 読み物資料やロールプレイなど、実態に応じた指導法を工夫する。
- 教育相談体制を機能させ、児童の悩みや要望に応えるようにする。また、職員間の情報交換を行い、早期発見と適切な対応に努める。
- 家庭との連絡を密にするとともに、PTAや地域ぐるみでいじめに関する取組を推進する。
- ※ 各学級の保護者集団の啓発や組織づくり（学級委員や常任役員などで構成）をする。

6 重大事態発生の場合について

(1) 重大事態とは

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合)
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間 30 日を目安として、一定期間連続して欠席しているようなとき)
- ・「児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・重大事態と認めた時は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。
- ・重大事態については、マスコミの対応も考えられるため窓口を明確にして適切な対応に努める。
※参照 「いじめ対策に係る事例集」(平成 30 年 9 月 文部科学省)

7 いじめ問題への取組の年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
校内委員会等	←	事案発生時、いじめ防止対策小委員会の開催		→	
	←	重大事態発生時、いじめ防止対策委員会の開催		→	
	校内委員会		情報交換会		
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	授業づくり・学級づくり・人間関係づくり			
	←	毎月のいじめ・生活アンケート調査		→	
早期発見への取組			生活アンケート Q-U調査 ふれあい週間	保護者いじめアンケート 保護者学校評価アンケート	

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
校内委員会等	←	事案発生時、いじめ防止対策小委員会の開催		→			
	←	重大事態発生時、いじめ防止対策委員会の開催		→			
		情報交換会				情報交換会	
未然防止への取組		授業づくり・学級づくり・人間関係づくり					
	←	毎月のいじめ・生活アンケート調査		→			
早期発見への取組		生活アンケート Q-U調査 ふれあい週間	保護者いじめアンケート 保護者学校評価アンケート		生活アンケート Q-U調査 ふれあい週間		

※ 令和2年度のいじめ認知件数 … 0

8 学校におけるいじめ防止対策フロー

